

泉南市留守家庭児童会 会計年度任用職員採用試験要項

令和8年1月
泉南市教育委員会

この募集は、令和8年度予算成立後、速やかに事業が開始できるよう予算成立前に募集の手続きを行いますので、成立した予算によって内容を変更する場合があります。

1. 採用予定職種・採用予定数・受験資格等

番号	職種	採用予定数	業務内容	受験資格
1	補助支援員C	10名程度	<ul style="list-style-type: none">各留守家庭児童会において、保育補助に係る業務全般（外遊びや児童の見守り、清掃等児童の受入準備から送り出しまでの一切の業務等）常勤職員に準ずる業務（保護者対応・電話対応等）留守家庭児童会の運営に係る業務等	<ul style="list-style-type: none">別紙受験資格の（1）～（10）のいずれかに該当する方で、大阪府放課後児童支援員認定資格研修を受講できること年齢制限なし
2	補助支援員D	14名程度	<ul style="list-style-type: none">各留守家庭児童会において、保育補助に係る業務全般（外遊びや児童の見守り、清掃等児童の受入準備から送り出しまでの一切の業務等）留守家庭児童会の運営に係る業務等	<ul style="list-style-type: none">子どもが好きでやる気のある方年齢制限なし
<p>【職種の選択】 本試験では、補助支援員Cを希望の方は第二希望で補助支援員Dを選択することができます。 希望する方は申込書「受験職種」欄の「第二希望として補助支援員Dを併願する」にチェック（<input checked="" type="checkbox"/>）してください。</p>				

※但し、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 拘禁以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 泉南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行日の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他を結成し、又はこれに加入した者

※任用期間の途中で配属先が変更になる場合があります。また、配属先以外の留守家庭児童会への応援勤務を命じる場合があります。

※基準点に達しない場合、「合格者なし」とする場合があります。

※採用予定人数及び勤務時間数について、任期付短時間勤務職員数や入会児童の構成により、採用予定人数及び勤務時間数を調整する場合があります。

※補助支援員Cは、事務局が指定した場合、任用期間中に大阪府放課後児童支援員認定資格研修を受

講していただきます。

2. 勤務条件等

項目	内容
勤務時間等	週2日～5日出勤の変則勤務 <平日> 午後2時～午後7時のうち、2～5時間勤務 <土曜・学校休業日> 午前8時～午後7時のうち、4～8時間勤務 ※平日は基本的には児童の登所時間に合わせて勤務開始となります。 ※配属先の常勤職員数や入会児童の構成により、他に配属された職員と年間勤務時間数に大幅な差が出る場合があります。
給与	補助支援員C 時間額 1,495円 補助支援員D 時間額 1,302円 ※令和7年度実績。改定されることがあります。
諸手当等	通勤費、期末勤勉手当等
社会保険等	1週間の勤務が20時間以上の場合、 健康保険（共済組合）、厚生年金、雇用保険に加入
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 採用試験等

試験	①日時 令和8年1月22日（木）午前9時15分～ (受付時間は個別にご案内します) ②場所 泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室 (住所：泉南市信達大苗代374-4) ③内容 面接試験
合格者の発表	試験実施後、約2週間後に通知の予定です。合否にかかわらず本人あてに通知します。通知が届かない場合、「5. 問合せ先」までご連絡ください。
採用	合格者は、令和8年4月1日から採用予定です。
受験手続	<u>申込先 教育委員会 生涯学習課</u> ※申込方法 生涯学習課に提出（郵送も可。①受付期間内必着）
①受付期間	令和7年12月22日（月）～令和8年1月16日（金）

	<p>受付時間【午前9時～午後5時30分（時間厳守）】</p> <p>※但し、土・日・祝日を除く</p>
②受付場所	教育委員会 生涯学習課（泉南市埋蔵文化財センター 1階）
③提出書類	<p>(1)受験申込書 本委員会所定用紙（補助支援員C・D共通）</p> <p>※写真は、縦4cm、横3cm、上半身、脱帽、申込前3カ月以内に撮影したもの ※表裏記入すること。</p> <p>(2)資格を確認できる書類</p> <p>補助支援員C・D共通：放課後児童支援員認定資格研修修了証の写し (受講済みの方のみ)</p> <p>補助支援員C：別紙受験資格の（1）～（10）のいずれかに該当する 保育士証、教員免許状、資格証明証等の写し</p> <p>※資格証明書等の氏名が資格取得時と変わっている場合は、変更前の氏名等 がわかる戸籍謄本（抄本）又は住民票の原本を添付してください。</p> <p>※受験資格要件に該当するか不明な場合は、事前にお問い合わせください。</p> <p>(3)本人確認できる書類</p> <p>運転免許証（表裏両面）または健康保険証等の写し</p> <p>※必ず、A4サイズの用紙にコピーしてください。</p> <p>なお、拡大する必要はございません。</p> <p>(4)返信用定型封筒</p> <p>（長形3号）120mm×235mm</p> <p>110円分の切手を貼り、宛名を明記した封筒を1通（合否通知用）</p>

4. 注意事項

- ① 受験申込書等の記載事項に不備がある場合には、お返しすることがあります、そのために生じた申込みの遅延等については責任を負いかねますので、受験手続については十分注意してください。
- ② 受験に関する提出書類は希望者にのみお返しします。ただし、受験者本人が生涯学習課窓口にて返却を受けるか、郵送希望の場合は320円切手を張り付けた返信用封筒を「5.問い合わせ先」の記載先までお送りください。なお、合格者にはお返しいたしません。また、受験に際して取得した個人情報は、個人情報保護法に基づき適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用はいたしません。
- ③ 試験問題に関する問い合わせには、一切応じられません。
- ④ 受験資格がないこと及び提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- ⑤ 敷地内は禁煙です。
- ⑥ 試験が午後に及ぶ場合があります。その際は各自昼食をご用意ください。

5. 問合せ先

泉南市教育委員会 教育部 生涯学習課

〒590-0505

泉南市信達大苗代374-4 泉南市埋蔵文化財センター

TEL：072-483-2583（直通）

受験資格

- (1) 保育士（法第 28 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下この号において「改正法」という。）附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第 12 条の 5 第 3 項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適當と認めたもの
- (10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適當と認めたもの